

令和 8 年度第 1 回秋田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議録

日 時：令和 8 年 7 月 2 8 日(火) 午後 2 時から午後 2 時 5 4 分まで

場 所：秋田市役所 第 4 委員会室

出席者：委員 1 0 名 傍聴者なし

欠席者：長谷川元子委員、宮腰尚久委員

主な説明や意見

【専門分科会長選出】

(事務局)	前任の地域福祉専門分科会長が退任されたことに伴い、専門分科会長を選出する。委員長の選出は、秋田市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定により委員の互選によって定めることとなっている。 どなたか、委員長のご推薦をお願いします。
(黒崎委員)	前任の分科会長が秋田大学大学院教育学研究科の前原委員であったため、後任の秋田大学教育文化学部准教授である鈴木委員を委員長に推薦する。
(委員)	異議なし（拍手あり）
(事務局)	拍手をもってご賛同いただいたので、鈴木委員に地域福祉専門分科会長をお願いします。 会務を掌理することとされている専門分科会長に、この後の議事の進行をお願いします。
(鈴木分科会長)	(鈴木専門分科会長就任あいさつ)

【議事】

(1) 第 5 次秋田市地域福祉計画の取組について

ア 第 5 次秋田市地域福祉計画（本体および重点事業）

(事務局)	※資料 1 および 2 について説明。
(鈴木分科会長)	ただいまの説明に何か意見や質問はないか。

(藤原委員)

重点事業１の包括的支援体制整備の取組について、重層的支援体制整備事業については、市が実施すると決定した上で社会福祉協議会へ委託することを大きな柱として進めてきた事業と認識しているが、国が大幅な予算削減を行うという話があった。

そこで、秋田市として、重層的支援体制整備事業を実施するかどうかについて、既に方針が決まっているか。また、実施しない場合、今年度の取組予定はこの内容で良いか。

(事務局)

重層的支援体制整備事業については、市の方針として確定しているものはないが、現状では実施におけるメリットが薄れてきている部分があり、今年度の取組を通じて関係各所との意見調整を進めていきたいと考えている。

また、重層的支援体制整備事業は、包括的支援体制整備の一つの手段であり、重層的支援体制整備事業によらない方法で包括的支援体制を整備する考え方も国が示していることから、改めてその方向性を整理し、秋田市としてどのような方向で進めるべきか検討していきたいと考えている。

(藤原委員)

もともと生活困窮者自立支援事業の中で包括的に支援していく考え方があり、そのための重層的支援体制整備事業は不要ではないかという流れになっているように感じている。

一方で、被災者支援の際には、この事業を実施していてほしかったと感じており、情報提供に関する法的な整理がされていることは、大きなメリットであると考えている。

支え合いの地域づくりにもつながると思うが、この事業を実施しない場合、情報共有等の課題から、包括的支援体制の整備に大きな支障が生じるのではないかと懸念している。そのため、今年度は単に検討するだけではなく、実施しないのであれば、その代わりに何を行うのか

まで整理しなければ、「検討しましたが実施しませんでした」で終わってしまうのではないかと懸念している。

(事務局)

重層的支援体制整備事業を実施した場合は、個人情報
の取扱いを含め、分野を越えた情報共有や連携が可能と
なるというメリットがある。

こうした意見は全国的にも多かったものと考えられ、
国では、重層的支援体制整備事業を実施しない場合であ
っても、情報共有等を可能とする支援会議を設けること
ができる方向性を昨年度示した。そのため、秋田市とし
ても、そのような仕組みをどのように導入していくか検
討していきたいと考えている。

また、包括支援体制の整備について、方向性や着地点
がまだ見えていない部分もあるが、検討した結果、形に
できるものについては、可能な限り前に進めていきたい
と考えている。

(黒崎委員)

重層的支援体制整備事業や包括的支援体制の強化につ
いては、国の考え方が変わりつつあるという話は聞いて
いる。

一方で、秋田市では、その理由だけではなく、財政的
な事情からこの事業を見送ろうとしているのではないか
感じられる。

また、庁内や関係機関等との横のつながりについて
も、同じ方向を向いて進められているのか疑問に思うこ
とがある。

様々な分野との関わりもあるが、予算が厳しいことだ
けを理由に方向性が決まっているようにも感じる。その
点について、お聞かせいただきたい。

(事務局)

重層的支援体制整備事業や包括的支援体制の整備につ
いては、行政内部だけでなく、地域の関係機関との連携
も重要な要素であると認識している。国が当初、重層的
支援体制整備事業を開始した際に、地域と連携しながら
進めることを想定していたが、多くの自治体では、まず
事業を導入することのみに重点が置かれ、地域との調整

が十分ではなかった面もあった。そのため、国では、地域との調整や事業内容を十分に詰めた上で実施するよう、改めて強調した経緯がある。

そのため、秋田市においても、事業を実施する場合は地域の関係団体等との調整や意見交換が不可欠と考えている。

また、予算は大きな要素の一つだが、それだけが理由ではない。既存の会議体が十分に機能している分野もあることから、それらとの整理も含めて検討していきたいと考えている。

(黒崎委員)

計画では令和10年度までの目標値が設定されているが、8月を過ぎれば令和9年度予算や次期計画の策定にも入っていくと思う。

そのような中で、関係機関と連携しながら進めるとしても、時間だけが過ぎてしまうのではないかという危機感があり、どこまで進められるのか不安に感じている。

計画を進めていく上で、横の連携については、うまく進められる仕組みがあると考えてよいか。

(事務局)

ご指摘いただいた点も踏まえ、着実に計画的に進めていきたいと考えている。

(遠藤委員)

率直に申し上げますと、市長が変わってから福祉分野に対して非常に厳しい状況になったと感じている。

例えば、秋田市社会福祉協議会では補助金が1,500万円減額されたと聞いている。

家族や絆を推進する事業など、非常に良い取組も行われている一方で、事業の見直しや廃止も進められている。

市長はどのような考えで現在の方針を進めているのか。また、予算削減は理解できるが、この事業は必要であるということを、職員はしっかり主張されているのか。

(事務局)

ご指摘のとおり、最近では市役所全体で事業の見直しが

進められていることは事実である。

秋田市だけではなく、秋田県や全国的にも同様の流れがあり、先ほどご説明した重層的支援体制整備事業についても、国の補助制度の見直しが影響している。

また、市長が変わったことについてのお話もあったが、市の財政状況を踏まえ、以前から内部で見直しを検討していたものが実行に移っている部分もある。そのため、市長が変わったことが理由というわけではない。

福祉施策については、限られた財源の中で本当に必要な事業を維持していくため、職員も様々な工夫を重ねながら、必要な事業を選択し、大切なものは残していくという考えで取り組んでいる。

また、国においても、重層的支援体制整備事業の補助金が見直された背景には、事業効果に関する検証があったと聞いている。

市としても、必要な事業として実施してきたものであっても、その手法が適切であったのか、十分な効果が得られているのかという視点から見直しを進めている。

今回の地域福祉計画の進捗管理についても、委員の皆様からご意見をいただきながら、事業の効果を検証し、今後の施策に反映させていきたいと考えている。

(遠藤委員)

私たちのところには、市長が変わってから非常に意見を言いにくい環境になった、予算が付きにくくなったという話も聞こえてくる。

例えば、物価高騰生活支援事業についても、誰も反対しなかったのかと疑問に思っている。

配布されたギフトカードを利用すると、店舗では 3.25%の手数料が発生すると聞いている。そのような事業に予算を使う一方で、福祉分野の予算は次々と削減されているように感じる。

だからこそ、福祉を担当する職員には、必要な事業についてもっと積極的に声を上げていただきたいと思っている。

(黒崎委員)

重層的支援体制整備事業については、国が当初方針を

決めたものの、成果が見えなかったのか、あるいは全国的な状況を踏まえて方向転換したのかは分からない。しかし、この事業は国民、そして秋田市民の生活の根幹に関わる事業であると考えている。

災害対応や生活困窮者支援など、全て市民生活に関わる事業である。今後は、支援を必要とする世帯や身寄りのない世帯がさらに増えていくと考えられる。

最近では「身寄りのない世帯」という言葉も使われているが、親族がいても関わりを望まないケースなども含めて考えていかなければならない時代になっている。

そのような状況の中で福祉が担う役割はますます大きくなる。予算削減の必要性は理解するが、これだけは続けなければならない事業については、しっかり残し、継続して取り組んでいただきたいと思う。

なお、市長が変われば方針が変わるのは当然のことだと思う。トップが変われば組織の方向性が変わるのは自然なことである。

だからこそ、これまで積み上げてきたものを大切にしながら、新しい考え方も取り入れ、福祉施策を前に進めていただきたいと思う。

イ 第2期秋田市再犯防止推進計画

(事務局)

※資料3について説明。

(鈴木分科会長)

ただいまの説明に何か意見や質問はないか。

(藤原委員)

保護観察対象者の雇用について、実績がないとのことであるが、保護司会の推薦について、何らかの要件があるのか伺いたい。

また、市営住宅への公平な入居機会の確保についても実績がなかったとのことである。実績がなかったのは、制度の利用希望者がいなかったのか、それとも保証人の確保など何らかの事情により入居につながらなかったのか。実績がなかった要因について、市としてどのように考えているのか伺いたい。

(事務局)

まず、保護観察対象者の雇用についてであるが、保護司会の推薦に特段の要件が設けられているとは把握していない。

一方で、要因として考えられるのは、市役所での業務は事務職が中心であり、刑務所内で習得した技能とのミスマッチが生じている可能性である。そうしたことが実績につながらない一因ではないかと考えている。

次に、市営住宅への公平な入居機会の確保についてである。市が把握している範囲では、希望者がいなかったという状況であり、その要因分析までは行っていない。

ただし、市営住宅制度そのものの周知不足が要因である可能性も考えられることから、そのような点については今後見直しを検討していきたい。

(藤原委員)

親と同居していた方が親への暴力事案により分離が必要となり、一人暮らしを始めたが、市営住宅ではなく民間アパートへ入居したケースがある。このような制度があるのであれば、市営住宅を活用できればよいのではないかと感じた。

また、更生保護施設や自立準備ホームの退所者だけではなく、現在は入口支援として、同意のあった被疑者を地域生活定着支援センターが支援する制度も始まっていることから、被疑者段階で申し込める仕組みがあってもよいのではないかと考える。

現状では募集時の抽選に応募するしかない制度なのか。市営住宅は空き住戸も限られていると思われる。

(事務局)

抽選制度が一つの要因であると考えている。

例えば、生活保護を受給する場合は、まず居住地を確保しなければ保護開始が難しいため、市営住宅の抽選結果を待つよりも、まず民間賃貸住宅等へ入居して生活保護を開始するケースが多いと認識している。そのため、市営住宅の抽選を待つことは現実的には難しい場合があると考えている。

(藤原委員)

更生保護施設や自立準備ホームを退所する時期はあらかじめ決まっており、住居確保には期限がある。そのような状況で「募集時に応募してください」という制度設計では、利用者はほとんど現れないのではないかな。

そうであれば、事業の効果を上げるために制度設計を見直すのか、それとも事業そのものを見直すのかを検討しなければ、今後も実績がないまま自己評価だけが続けることになると思う。

(佐々木政委員)

市営住宅への入居について確認したい。地域でも、市営住宅に空きがあるにもかかわらず入居できない方がいるという話を耳にする。会議でもそのような話題が出ることもある。

入居条件や退去時の原状回復費用など、一定の費用負担があるため、その費用を用意できず入居を断念する方もいるのではないかな。更生保護施設等の退所者についても、こうした費用負担が影響している可能性があるのではないかな。

(事務局)

詳細は承知していないが、受刑者については、服役中に残していた手持ち資金や、自立準備のための支援制度を活用して住居を確保するケースがある。

また、前歴を問わず受け入れ、衣食住を提供しながら就労支援を行う事業者を利用するケースもあると聞いている。

市営住宅だけが特別に費用負担が大きいという認識はないが、一定の費用が必要であることは事実であり、その点が影響している可能性はある。

(佐々木政委員)

退去時には原状回復費用が必要となり、設備がない住宅であれば設備の購入費用も必要となる。そのような費用負担を考えると、市営住宅への入居をためらう方もいるという話を聞いている。

(事務局)

例えば生活保護受給者が市営住宅へ入居する場合でも、浴槽などの設備がない住宅については保護費で対応

するケースがある。そのため、費用負担が全く影響していないとは考えていないが、それだけが要因ではないと認識している。

(藤原委員)

この事業について、なぜ実績がゼロであるのかという検証が十分ではないと感じる。

要因を十分に分析しなければ、事業目的を達成することは難しい。時期や費用負担が課題であるなら、それらへの支援を検討する必要がある。

一方で、公平な入居機会という観点から条例上対応が難しいのであれば、この取組自体が実現困難なものとなっている可能性もある。したがって、この取組を継続するのであれば、柔軟な制度運用が可能かどうかも含めて検討していただきたい。現状のままでは、実績がない取組を掲げ続けるだけになってしまうと考える。

ウ 第2期秋田市成年後見制度利用促進計画

(事務局)

※資料4について説明。

(鈴木分科会長)

ただいまの説明に何か意見や質問はないか。

(藤原委員)

市民後見人の活用について、令和8年度の予定は「協議の上進めていく」とされているが、非常に抽象的な内容にとどまっている。

令和8年度も既に4か月が経過しており、このままでは会議を1回開催しただけで終わってしまうのではないかという懸念を抱いている。

秋田県が実施した市民後見人養成講座の修了者は一定数いるものと認識している。活用に向けた検討が長引けば、せっかく受講した方々のモチベーション低下にもつながりかねない。

そのため、「協議を進める」という表現にとどまるのではなく、年度末までにどのような成果を目指すのかを明確にし、具体的な目標を持って取り組んでいただきたい。

(2) その他

(鈴木分科会長)

委員から何か意見等はあるか。

(藤原委員)

地域福祉計画とは異なるかもしれないが、身寄りのない方が増えるというのは、数字の上でも明らかであり、秋田市内には杜撰な身元保証会社も結構あると認識している。それはどこから来るかというと、身寄りのない方の埋葬について秋田市がしっかり取り組んでいないことも一つの要因だと思っている。

身寄りのない方が亡くなったとき、秋田市に埋葬義務があるが、誰がどこでどのように対応するのかについて、マニュアルはあるのかもしれないが、実際には十分に機能していないのではないかなと思う。そうため、施設でも身寄りのない方を引き受けることができず、「亡くなった後どうなるか分からない」という不安から、どうしても身元保証人を求めることになる。

その結果、身元保証人がいない場合には、ケアマネジャーなどが保証会社等を必死に探し、本人が十分理解しないまま契約し、高額な費用を支払うケースもある。また、秋田市内にもそうした業者はあるが、亡くなった後に死後事務をどのように対応しているのか全く分からないような業者も多い。

本来、委任事務であることから相続人への報告義務があるはずであり、認知症などで本人が十分理解できない場合であっても、適切に財産管理をしているのであれば報告する義務がある。しかし、そのような対応を十分に行っていない業者が多いと感じている。せめて秋田市が身寄りのない方の埋葬についてしっかり取り組んでくれば、身寄りがなくても施設として受け入れやすくなるのではないかなと思う。湯沢市ではその点にしっかり取り組んでいる。

また、あるソーシャルワーカーからは、「ご遺体を市役所の前に置いていこうかと思った」と言われるほど秋田市の対応が良くないという話も聞いている。こうした対応が巡り巡って身元保証会社の横行につながっている面もあると思う。今後、身寄りのない方が増えていく時

代を見据え、計画的に、また関係機関が横の連携をしっかり図りながら進めていただきたい。

(事務局)

身元保証の問題については国でも課題となっており、近年の社会福祉法改正でも、身寄りのない高齢者への対応を踏まえた改正が行われている。

対応については、市単独ではなく、社会福祉協議会等の関係機関と話し合いながら検討していくことになると思う。既存の地域福祉計画では対応しきれない部分もあるが、課題としては認識している。また、身寄りのない方が亡くなった場合の対応についても、これまで様々な対応を行う中で、「秋田市の対応はどうか」という指摘があることや、十分に対応できなかった部分があったことも認識している。法改正も踏まえ、今後検討を進めていきたい。

(藤原委員)

社会福祉法が改正されたとしても、身寄りのない方が亡くなった場合にすぐ対応できるわけではないと思う。社会福祉協議会のマンパワーや予算の問題もあり、事業がどこまで実現できるかは今後の話になる。

大事なのは、属人的な対応ではなく、担当者が変わっても漏れなく対応できる体制をつくることである。人が変わっても組織として横のつながりを持ちながら対応できる体制を整備していただきたいというのが意見の趣旨である。

以上